

幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱第6条に基づき、「幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の課題の把握・整理に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムについての啓発に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの調査・研究に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、プロジェクトを統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 プロジェクトの委員は、会議に出席できない時は、その指名する者を代理

で出席させることができる。

- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト委員

1	まちづくり推進部日吉出張所長
2	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
3	担当課長（危機管理担当）
4	まちづくり推進部総務課長
5	まちづくり推進部企画課長
6	まちづくり推進部地域振興課長
7	まちづくり推進部生涯学習支援課長
8	区民サービス部区民課長
9	区民サービス部保険年金課長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
12	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（保育所等・地域連携担当）
13	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（学校・地域連携担当）
14	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
15	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
16	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
17	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長
18	道路公園センター管理担当課長